

諮問第 30 号

「下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について」に対する答申

平成 28 年 12 月 27 日に諮問のあった本件に対する本市議会の答申意見は、次のとおりである。

記

下水道使用料の督促に係る事務は、違法、不当とは認められず、処分庁である企業局長が行った処分は、妥当である。

したがって、下水道使用料の督促処分に対する審査請求については、棄却すべきである。

以上答申する。

平成 29 年 1 月 16 日

青森市議会議長 大 矢 保

青森市長 小野寺 晃 彦 様